

大阪柔整だより

「療養費適正化理念」

平成 28 年 3 月「大阪保険講演会」において「療養費適正化理念」が発表され、はや 3 年 8 か月が経ちました。心無い柔道整復師による療養費の不正・不当請求などで信頼の失墜しかねない状況を危惧し、本会では、平成 29 年 10 月の「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正に先立ち、業界の存続を掛け自ら襟を正す決意でした。

療養費のビジネス化や反社会勢力の関与等による不正・不当請求。外傷性が明らかでなく、いつ、どこで、どうして負傷したのかはっきりしないものや、長期に亘り施術効果の期待できない患者への施術。また、広告・看板・チラシ等の違法表示や、集合住宅・施設などに対して紹介料を支払い、患者の紹介を受けることや、それらの営業活動。負傷によるものでない癒し的な訪問施術など。これらは、すべて療養費の保険請求はできません。今一度、ご注意願います。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会の「療養費適正化理念」は、以下の通りです。

- 一、大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない
- 一、負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する
- 一、療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する
- 一、違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける
- 一、往療料の適正な算定基準について会員に指導する

公益社団法人 大阪府柔道整復師会は、地域医療に貢献し、国民、府民の健康増進に寄与すべく「療養費適正化理念」を推し進め、行政をはじめ保険者や医療機関関係者、一般府民の方々も含め、より社会的信頼を得るため邁進して参ります。

今後とも、ご理解、ご支援の程宜しくお願い致します。